特別高圧電力を利用する中小企業者のみなさまへ

特別高圧電力利用事業者 緊急支援金

北海道

電気料金高騰の影響を受けている事業者のうち、特別高圧電力を利用する中小企業者の電気料金の一部を支援します。

対象期間

2026（令和8年）年 **7月▶8月▶9月** 利用分

申請は12月29日（火）まで

申請書類も少なく簡単!!

支援金単価

2026年（令和8年）**7月・9月** 利用分 **1.8円／kwh**

2026年（令和8年）**8月** 利用分 **2.3円／kwh**

申請額合計の上限額（2026年7月～9月利用分まで） **最大50万円**



※特別高圧とは、大型商業施設や工場などの施設において受給電圧が7,000ボルト以上の電力の事をいいます。

大型商業施設のテナント等

対象事業所

道内で特別高圧電力を利用する中小企業者（以下のいずれかを満たすこと）

- 特別高圧電力の受電契約を締結していること
- 特別高圧電力を受電している施設内において電気を使用していること

（ただし、みなし大企業を除く）

郵送申請の場合	2026年10月29日（木）～12月29日（火）※当日消印有効 **申請書類の送付先（住所の記載不要）** 〒060-8407　特別高圧電力利用事業者緊急支援事業 事務局
WEB申請の場合	2026年10月29日（木）15:00～12月29日（火）18:00 ※新規申請・・・2026年1月～2026年3月利用分の給付を**一切受けていない**対象事業所 ※継続申請・・・2026年1月～2026年3月利用分の給付を**どこかひと月分でも受けた**対象事業所 **継続申請対象の対象事業所様には11月上旬以降に継続申請のご案内書面をお送りいたします。**

本事業は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して実施しています。

申請に必要な書類

ホームページに掲載の「申請の手引き」、「申請・給付要領」をご確認のうえ、申請をお願いいたします。

申請には以下の書類が必要となりますが、追加で書類の提出をお願いする場合があります。提出書類の詳細については、申請の手引きまたは専用ホームページをご確認ください。提出書類を審査のうえ、支援金を交付します。

申請に必要な書類	初めて申請される対象事業所（法人／個人事業主）	2026年1月～3月利用分の給付をどこかひと月でも受給済みの対象事業所
交付申請書（様式第1号）	✓	
使用電力量報告書兼補助金交付請求書（様式第2号）	✓	✓
宣誓書（様式１）	✓	✓
通帳の写し（中開き1～2ページ）	✓	
特別高圧電力の受電契約がわかるもの（電力供給契約書、検針票、請求書等の写し） ※対象事業所が自己所有の場合のみ ※契約期間が対象期間内の書類提出をお願いいたします。	✓※	
対象月の使用電力量がわかるもの（検針票、請求書、領収書等の写し）	✓	✓

Q & A

より詳細なQ&Aは専用ホームページまたは「申請の手引き」をご覧ください

Q 「中小企業者」の定義はなんですか？

A 中小企業者の定義は下記の通りです。　（下記のA B いずれかを満たす事業者）

業 種	A 資本金の額又は出資の総額	B 常時使用する従業員の数
①製造業・建設業・運輸業・その他業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

Q 「申請の手引き」はどこで入手できますか？

A 申請書類や申請の手引きは専用ホームページからダウンロード可能です。以下URLまたは二次元バーコードよりアクセスしてください。インターネット環境が無い等、ダウンロードができない場合はコールセンター（011-500-9521）までお問い合わせください。

Q 「みなし大企業」とはなんですか？

A みなし大企業とは、以下の①から⑤のいずれかに該当する中小企業者のことをいいます。

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
⑤①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

なお、国及び自治体等の公的機関は大企業とみなします。また、海外企業についても中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する資本金及び従業員数を超える場合は大企業とみなします。



〒060-8407 **特別高圧電力利用事業者緊急支援事業 事務局** 期間：2026年12月29日（火）まで（平日のみ）

コールセンター【平日9:00～17:00】

011-500-9521

特別高圧電力利用事業者緊急支援事業

https://tokubetsu-kouatsu-hkd202610.jp/

アクセスはこちら！